

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 認可地縁団体からの所有不動産の所有権移転登記等に係る公告【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 4

北九州市公告第848号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体から、所有不動産の所有権移転登記等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。当該不動産の所有権移転登記等について異議がある当該不動産の登記関係者等は、次に定めるところにより、北九州市長に対して異議を述べなければならない。

平成28年11月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 今津区会

(2) 区域 北九州市門司区大字今津の全域並びに大字畑534番1、535番から807番まで、808番1、808番2、2200番3、2205番、2206番、2229番、2232番、2233番、2235番及び2236番

(3) 主たる事務所 北九州市門司区大字今津120番地の2

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
山林	373㎡	北九州市門司区大字畑2236番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

北九州市門司区大字今津96番地 宮田 得藏

北九州市門司区大字今津203番地 川田 政藏

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間 平成28年11月22日から平成29年2月22日まで

(2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記申出書様式）に必要事項を記載し、

申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し、所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、持参又は郵送（平成29年2月22日までに必着のこと。）により下記へ提出すること。

(3) 提出先及び本件に係る問合せ先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

電話 093-582-2111

北九州市公告第 8 4 9 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成 2 9 年 2 月 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに平成 2 8 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 9 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成 2 9 年 2 月 8 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成 2 9 年 1 月 1 0 日から同月 1 3 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市役所地下2階第6入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用して

いる者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

#### 7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

#### 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

#### 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

##### (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

##### (2) 受付期間

平成29年3月1日から平成29年3月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

##### (3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

#### 11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課  
電話 093-582-2007

#### 別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
28	小倉北区京町三 丁目31番1	宅地	242.21	78,670,000	平成29年2月 6日(月)午後 1時30分

29	若松区老松二丁目135番4	宅地	1,047.47	40,650,000	平成29年2月6日(月)午後2時30分
30	若松区和田町398番49	宅地	423.29	13,210,000	平成29年2月7日(火)午前9時00分
31	八幡東区槻田二丁目11番2	宅地	287.51	10,270,000	平成29年2月7日(火)午前10時00分
32	八幡西区永犬丸東町三丁目4番8	雑種地	240.39	9,480,000	平成29年2月7日(火)午前11時00分
33	八幡西区大字楠橋327番1	宅地	1,914.76	41,940,000	平成29年2月7日(火)午後1時30分
34	八幡西区美原町282番1外2筆	宅地及び雑種地	291.83	12,320,000	平成29年2月7日(火)午後2時30分
35	戸畑区一枝一丁目6番1	宅地	757.00	48,000,000	平成29年2月8日(水)午前9時30分
36	戸畑区一枝一丁目6番3	宅地	673.36	41,210,000	平成29年2月8日(水)午前10時30分